

25. 造林公社問題に関する経過

年次	山元立木価格(円/m3)				輸入材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流地方公共団体	(社)滋賀県造林公社(財)びわ湖造林公社	参考
	スギ	S40 ¹⁰⁰	ヒノキ	S40 ¹⁰⁰							
昭20	1945					終戦。GHQ駐在	森林資源造成法 証券造林制度				
21	1946	198	2	237	2	経済安定本部設置	強行造林5ヵ年計画 (S21～25年度、S22年度まで実施)				
22	1947	442	5	525	5	日本国憲法施行	農林省林野局発足 林政統一 (御料林、国有林、北海道国有林の一元化) 国有林野事業特別会計法制定 木材需給調整規則 (木材を重要物資に指定)	復興金融庫設立			
23	1948	640	7	733	7	地方自治法施行	林野局「林業白書」公表 民有林造林5ヵ年計画 (S23～27年度、S23年度のみ実施)	復興金融庫による農林水産業復興融資制度設置	琵琶湖の水資源開発に関する建設省案発表		
24	1949	1,039	11	1,175	11	経済復興5ヵ年計画 (24～28年度) 経済安定九原則	林野庁発足 改訂造林5ヵ年計画 (経済復興5ヵ年計画に伴うもの。S24～28年度、S26年度まで実施) 木炭需給調整規則施行		琵琶湖の水資源開発に関する日本発送電(株)案(のちの関西電力案)発表		
25	1950	1,006	11	1,118	11	朝鮮戦争(木材需要が急増) GHQから農林大臣宛 「日本の民有針葉樹の経営に関する勧告」(針葉樹林の管理の強化、広葉樹林の針葉樹林への転換、森林計画制度など) ジェーン台風	木材の配給・価格の統制を撤廃 造林臨時措置法(S30.7.1失効) (要造林地の指定等による積極的な造林の推進、所有者等に造林の義務を課す)	対日援助見返資金による造林融資の措置 (人工植栽のみ対象、金利7.5%(うち3%政府利子補給)、20年償還)	琵琶湖が国定公園に指定(日本初)		
26	1951	1,844	20	2,102	20		森林法改正 (森林計画制度創設など)	農林漁業資金通法、農林漁業資金通特別会計法 (補助残:6.5%、非補助4.5%、20年償還)			
27	1952	2,573	27	2,907	27	GHQ廃止 この頃、里山林の過伐が問題化	改訂民有林10ヵ年造林計画 (S27～36年度、人工林をS26年度末390万町歩、36年度末560万町歩に拡大、S28年まで実施)		琵琶湖の水資源開発に関する関西電力案発表 琵琶湖の水資源開発に関する滋賀県案発表 琵琶湖の水資源開発に関する資源調査会案発表		
28	1953	4,126	44	4,740	45			農林漁業金融庫設立 (農林漁業資金通特別会計による貸出しを引き継ぐ)	旧信楽町多羅尾の水害		
29	1954	5,405	58	5,980	56	補助金等整理要綱 (「補助金から融資への財政的転換」国際収支の悪化とインフレ傾向にあったため、予算の30%を占める補助金を整理、財投資金の引き締めを通じて景気を是正) 人工造林年間43万ha(戦後最高) 洞爺丸台風(北海道で大量の風倒木) S29年度国有林野特会、120億円の余剰金	保安林整備臨時措置法制定 民有林拡大造林に伴う適地適木調査開始(国1/4補助) 一般造林事業の補助率引き下げ (一般造林:4/10 3/10) 造林補助に査定係数導入 (拡大造林について、補助率の引き下げに対し、従来同様の助成水準の確保のため)				
30	1955	4,470	48	5,046	47	5.5 神武景気(S30～S32)	農林事務次官通達「公有林野官公造林の推進」 (水源地帯の官公造林を推進) 国有林長期生産計画(100年計画) (原則、皆伐・再造林、有用針葉樹への更改などの方針、S32年度まで実施) 民有林造林6ヵ年計画 (S30～35年度、人工林をS29年度末438.8万町歩、S35年度末600万町歩に拡大、S32年度まで実施)				
31	1956	5,232	56	5,879	55	6.8 経済復興により、木材需要が急増し、奥地未開発の開発要請が高まる 戦中、戦後の過伐による造林未済地の植林完了	森林開発公団設立 (奥地林道開設が主たる目的) 公有林野等官行造林法(公有林野官行造林法改正) (造林対象を私有林の森林まで拡大、奥地の水源林造成に転換)		琵琶湖総合開発協議会発足 (下流)尼崎市に地盤沈下対策部が設置		
32	1957	6,260	67	6,878	65	6.8 行政管理庁から林野庁あて「国有林野事業特別会計経営監察(伐期齢の引下げ)の結果に基づく勧告」 (10年程度伐期齢を下げて林野荒廃なく年伐量増加に期待できる。) 木炭の生産量が戦後ピーク(217万t)。以降激減傾向となり、薪炭林地帯の林業振興の要望が強まる。	森林法改正 (拡大造林推進策に対応) 国有林、170億円の剰余金計上		天ヶ瀬ダム建設事業着手		

年次	山元立木価格(円/m3)				輸入材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流地方公共団体	(社)滋賀県造林公社(財)びわ湖造林公社	参考	
	スギ	S40E 100	ヒノキ	S40E 100								
昭33	1958	6,501	69	7,256	68	8.8	新長期経済計画 (33～37年。実態に即した経済成長率(5.6%)に改訂) 補助金合理化要綱 岩戸景気(S33.6～S36.12)	分収造林特別措置法制定 (S31年度、戦前の2倍、S70年度にはさらに2倍の木材需要が想定。分収方式による造林事業推進) 国有林生産力増強計画 (S33～72年の40年間。S30長期清算計画を基に開発進度を早める。人工林110万ha 40年間で320万ha) 民有林造林長期計画 (S33～55年度。人工林を32年度末500.4万ha S55年度末800万haに拡大。S35年度まで実施)		滋賀県農林振興計画策定		
34	1959	6,702	71	7,435	70	11.1	伊勢湾台風	林野庁「国有林の民有林への協力の方針について」発表 (国有林の組織と歳計剰余金による林政協力事業を創設)	国有林特会から造林融資資金として7億円を公庫へ出資。(市町村有林の造林促進のため) 市町村有林融資の開始 融資条件の変更 (据置期間を最長20年間に延長)	滋賀県「琵琶湖水政に関する滋賀県の基本的な考え方」発表 (下流)大阪市地盤沈下防止条例		対馬林業公社(長崎県)設立
35	1960	7,148	76	7,996	75	13.3	行政監督庁から造林補助金について勧告 (再造林に対する補助を廃止、拡大造林等の補助金に充当すべき) 木材価格が急騰 国民所得倍増計画 (36～45年度10ヵ年計画で所得を倍増。年平均成長率7.8%)	治山治水緊急措置法制定 林業関係事業補助金等交付要綱		滋賀県に水政対策本部設置 滋賀県「琵琶湖水政に関する当面の考え方」発表 琵琶湖総合開発協議会「南北締切堤案」発表 (「関連機能」として「造林」)		
36	1961	9,081	97	10,393	98	17.5	丸太輸入自由化 経済白書 (木材需要逼迫長期化の恐れを指摘) 第2室戸台風	森林開発公団法改正 (官行造林を廃止し、分収方式により水源林造成事業を実施) 木材価格安定緊急対策 (国有林増産、外材輸入の拡充等) 国有林木材増産計画策定 民有林造林長期計画改訂計画 (S36～S60年度。人工林をS35年度末556.9万ha S60年度末1,000万haに拡大)	日本林業経営者協会から造林融資枠の拡大を要求	水資源開発促進法、水資源公団法の成立施行 (下流)大阪地盤沈下総合対策協議会発足 (下流)淀川大洪水発生		五家荘林業公社(熊本県)設立 高知県林業公社設立 長崎県北林業公社設立 屋久島林業開発公社(鹿児島県)設立
37	1962	9,707	103	10,864	102	20.6	激甚災害法公布	森林法改正 (全国森林計画、地域森林計画の新設等) 全国森林計画 (S38～47年度10ヵ年計画)		淀川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定 水資源開発公団発足 農林省「ドーナツ案」発表 淀川水系における水資源開発基本計画決定	琵琶湖水政対策関連事業として造林を推進(造林公社方式を調査)	兵庫県造林公社設立
38	1963	9,732	104	11,000	103	24.6	北陸、中国地方に豪雪 補助金合理化審議会「補助金制度に関し改善合理化をはかるための方策についての答申」 経済白書 (木材需要均衡し価格は安定。人口流出と賃金高騰が問題と指摘)	民有林造林長期計画再改訂計画 (S38～S60年度。人工林をS37年度末591.6万ha S60年度末1,000万haに拡大)		琵琶湖水位異常低下(-0.85m) 滋賀県「パイプ送水案」発表	造林公社方式を計画立案 県内市町村に趣旨説明 下流府県の代表として大阪府に構想説明参加呼びかけ	
39	1964	9,653	103	10,839	102	27.1	木材製品全品目が輸入自由化 経済白書 (材価は安定的、当面の課題は林業の近代化と指摘)	林業基本法制定 (林業総生産の増大、生産性の向上、林業従事者の所得の増大と社会的地位の向上を政策目標)	貸付条件の変更 (非補助利率:4.5% 3.5%。 償還期限を30年、うち据置期間20年に統一)	琵琶湖水位低下(-0.61m) 滋賀県「琵琶湖水政に関する基本方針」発表(全湖利用案) (造林等の推進による洪水防御、水資源のかん養の必要性、荒廃地の造林事業を促進) 建設省「湖中堤案」発表 (造林に必要な投資に対し積極的に協力する) 林業振興計画策定 (人工林をS77年度に111,400m3を目標)		岩手県林業公社設立
40	1965	9,380	100	10,645	100	28.6	山村振興法制定 (林道、保安林等の整備等)	造林補助制度改正 (経営面積500ha以上の者が行う造林を補助対象から除外) 第1回林業白書 林野庁通知「林業公社の設立許可その他の指導監督について」 第1次林業構造改善事業開始 中央森林審議会答申 (国有林野事業の企業性の強化。行政と経営の分離など)		建設省「琵琶湖総合開発の構想」発表 (湖周辺の地域開発事業)に「公益事業」として「造林」掲載)	滋賀県公社設立	滋賀県造林公社設立 岡山県林業公社設立 広島県造林公社設立 島根県造林公社設立 愛知県林業公社設立 山梨県林業公社設立 全国林業公社連絡協議会結成(13公社12県)

年次	山元立木価格(円/m3)				輸入材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流地方公共団体	(社)滋賀県造林公社 (財)びわ湖造林公社	参考	
	スギ	S40 100	ヒノキ	S40 100								
昭41	1966	9,757	104	11,284	106	32.6	いざなぎ景気(S41～45) 森林資源基本計画策定 (人工林率:32.56%。S40～60年度に500万haの拡大造林) 林野庁「公社造林の運営について」基本方針を示す 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行	造林資金育林対象林齢引き上げ(5年→8年)	滋賀県「琵琶湖総合開発に関する特別立法化について」建設省へ要望(総合開発基本計画は、治水、利水関連する地域開発事業を含めたもの) 造林公社への参画に関し、大阪府と基本事項の申合わせ	下流団体の参画に伴い滋賀県公社設立構想を策定	秋田県林業公社設立 福井県林業公社設立 鳥取県造林公社設立 山口県林業公社設立 富山県造林公社設立 宮城県造林公社設立 長野県造林公社設立 群馬県造林公社設立 石川県林業公社設立 岐阜県林業公社設立 徳島県林業公社設立 愛媛県造林公社設立	
42	1967	11,432	122	14,305	134	38.6	経済白書 (建築用材に質重視傾向で、良質材が著しく値上がり指摘) 国産材生産量5,274万m3でピーク	団地造林事業の創設 (奥地低質広葉樹林地帯の拡大造林を計画的、組織的に推進、助成の優遇措置、公社の拡大造林にも適用、査定係数170)		滋賀県「琵琶湖総合開発基本構想」(「流入河川治水計画」に「造林:拡大造林の実施とこれに必要な幹線林道の整備」) 琵琶湖水位低下(-0.60m)	大阪府、大阪市社員加入 兵庫県社員加入 湖北(長浜)、湖西(今津)出張所開設	山形県林業公社設立 福島県林業公社設立 鹿児島県林業公社設立 宮崎県林業公社設立 京都府造林公社設立
43	1968	12,879	137	17,420	164	46.7	森林法改正 (森林施策計画制度の創設等) 国有林42年度決算で特別会計制度以来最高の260億円の利益		滋賀県「琵琶湖総合開発の基本的な考え方(第1次案)」発表 (公社造林:20,000ha、一般造林:16,940ha、林道11路線44.8km)	神戸市、伊丹市、阪神水道企業団、尼崎市、西宮市社員加入	和歌山県林業公社設立 神奈川県造林公社設立 全国林業公社協議会設立(旧:全国林業公社連絡協議会を改組)(32公社30府県) 「(地方)造林公社法」(仮称)制度要綱案策定	
44	1969	13,375	143	19,494	183	51.0	木材(用材)自給率が50%を割る。	非補助事業償還期限の延長(30年→35年)	滋賀県「琵琶湖総合開発の基本的な考え方(特別立法化試案)」(整備計画に「治水、治山等国土保全」) 滋賀県「琵琶湖総合開発の基本的な考え方(第1次案)」(修正案)発表 (「流入河川治水計画」に「造林事業」掲載一般造林28,500ha、公社造林24,600ha、林道23線95,132m) 自民党「琵琶湖総合開発に関する基本的な考え方」発表	湖東出張所(永源寺町)開設	木曾三川水源造成公社(岐阜県)設立 茨城県農林開発事業団設立	
45	1970	13,168	140	21,352	201	55.0	過疎地域対策緊急措置法制定		滋賀県「琵琶湖総合開発に関する基本的な考え方」発表 (琵琶湖周辺の洪水淡水被害解消のために、ダム、造林等の水源の保全かん養を図る) 琵琶湖水位低下(-0.52m)	ヘリコプター苗木空輸開始	青森県造林公社設立 大分県造林公社設立	
46	1971	12,040	128	19,772	186	54.7			滋賀県「琵琶湖総合開発促進法案要綱」発表 (基本整備計画に「水資源の保全かん養に関する事項」)			
47	1972	11,914	127	19,661	185	58.7	郵便貯金10兆円突破	森林の公益的機能評価公表(年間12兆8,200億円) 林政審議会答申(国有林野事業の改善について)	都道府県有林融資の開始。ただし分収造林(県行造林)は除外されたが、林業公社がない県については対象。 造林資金育林対象林齢引き上げ(8年→12年)	琵琶湖総合開発特別措置法施行 琵琶湖総合開発計画の総理大臣決定 (再造林1,220ha、拡大造林27,500ha(一般造林13,900ha、公社造林13,600ha)林道25路線146.9km)) 琵琶湖水位上昇(+1.12m)		新潟県林業公社設立
48	1973	16,574	177	28,137	264	64.1	円為替相場制への移行 第一次石油ショック(木材・合板が高騰) 木材(用材)需要が1億1,758万m3と過去最高 住宅ブーム(戦後最高の190.5万戸)	造林補助制度の改正 (再造林・保育(保安林等の 齢級の下刈り、齢級の雪起こし等)が対象となる。公社造林の諸掛費16%を補助) 森林資源に関する基本計画並びに重要林産物の需要及び供給に関する長期見直し改定(人工林をS95年度1,314万ha、S96年度木材需要1.5億m3)		資金融通について覚書を締結(国、滋賀、大阪、兵庫) 琵琶湖水位低下(-0.54m)	滋賀県公社、7,115ha植栽完了	
49	1974	19,625	209	34,163	321	65.1	この頃、戦後に植栽した人工造林の除間伐の推進が課題 戦後初のマイナス経済成長	造林補助制度の改正 (保安林等における 齢級の除間伐等追加) 森林法改正 (林地開発許可制度、団地共同森林施策計画制度導入等)		(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団設立	びわ湖公社設立 湖南出張所(水口町)開設	びわ湖造林公社(滋賀県)設立
50	1975	19,726	210	35,894	337	64.1		造林補助制度の改正 (齢級の除間伐を普通林に拡大) 国有林S50年度以降赤字構造に。	林業公社に対する融資率の引上(80%→90%)	第20回全国植樹祭(栗東)	造林連絡員制度発足	
51	1976	19,580	209	36,718	345	65.1	特定分収契約設定促進特別事業(分収育林をモデル的に実施) 造林補助制度の改正 (下刈り・雪起こしを普通林に拡大) 国有林事業に長期借入金導入					

年次	山元立木価格(円/m3)				輸入材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流地方公共団体	(社)滋賀県造林公社(財)びわ湖造林公社	参考	
	スギ	S40 100	ヒノキ	S40 100								
昭52	1977	19,631	209	36,573	344	66.4	共同水源林造成特別対策事業実施要綱制定 造林補助制度の改正 (共同水源林造成法人の造成事業の諸掛費16% 27%に)	共同水源林造成法人に対する融資率の引上 (90% 100%)		両公社とも共同水源林造成法人に認定 第1期共同水源林造成計画	林業・造林公社関係府県協議会設立(現:森林整備法人全国協議会)	
53	1978	18,642	199	34,566	325	68.5	国有林野事業改善特別措置法施行		琵琶湖水位低下(-0.58m)			
54	1979	19,087	203	36,576	344	69.2	第2次石油ショック この頃、労賃の高騰、コスト高による就労者の減少、自給体制の崩壊。 この頃、外材輸入量増大による林業低迷	森林総合整備事業の創設 (造林事業を集团的、計画的に実施) 林業等振興資金融通暫定措置法(林振法)制定	林業経営改善計画の認定を受けた場合の貸付条件の変更。 (償還期限:35年 45年(拡大造林以外の場合は40年)、据置期間:20 25年)		高月町退社 境界確定員制度発足	
55	1980	22,707	242	42,947	403	68.3	木材価格(山元立木価格)が、スギ22,707円/m3、ヒノキ42,947円/m3でピーク。 戦後最長不況(S55.3~S59.2)	森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見直し改定(人工林施策S51年944万ha S101年1,239万ha。木材需給S51年1.04億m3 S71年1.33億m3) 林野庁、外材問題対策室を設置 (外材輸入の安定化・国内木材産業の構造改善のため) 林野庁外材問題検討会を設置	造林資金育林対象林齢引き上げ(12年 20年)		この年以降、新規プロパー職員の採用中止	
56	1981	20,214	216	39,977	376	65.6	全国各地で豪雪 この頃、戦後の人工造林の約半数(500万ha)が間伐期を迎えるが、需要不振、コスト高等により実施が停滞 建築基準法施行令改正施行 (新耐震設計法の導入)	間伐促進総合対策事業の創設 激甚災害に対処するための特別援助等に関する法律改正 (森林災害復旧事業の創設)		56豪雪	豪雪による災害補助金を初めて導入	愛媛県造林公社解散
57	1982	18,366	196	37,501	352	64.3			琵琶湖総合開発特別措置法改正 (10年延長) 琵琶湖総合開発計画変更の総理大臣決定(造林に関しては変更なし)	第2期共同水源林造成計画 びわ湖公社、県からの借入開始	広島県水源の森基金設立	
58	1983	17,076	182	35,461	333	64.6					埼玉県森林公社設立 奈良県林業基金設立	
59	1984	16,347	174	33,068	311	64.0	全国各地で豪雪	造林補助制度の改正 (森林整備法人を補助対象者として追加) 国有林野法の改正 (分収育林制度を導入) 複層林造成パイロット事業開始 S59年度国有林野事業債務残高1兆円超過		59豪雪 世界湖沼環境会議開催(大津市内) 琵琶湖水位低下(-0.95m)	びわ湖公社、森林整備法人に認定(全国で初めて) びわ湖公社、分収育林事業開始	
60	1985	15,156	162	30,991	291	64.4	水源税構想 日米林産材MOSS協議(市場志向型分野別協議)開催 ブラザ合意(円高進行)	特定保安林整備推進体制強化事業の創設 (森林整備法人による保安林整備の推進) 特別保安林整備緊急造林事業の創設 国有林分収育林募集開始			びわ湖公社、造林補助金導入	北海道森林整備公社設立 全国森林整備協会設立(39公社34府県)
61	1986	14,144	151	29,738	279	66.5		木材産業体質強化緊急対策事業開始 木材需要拡大推進緊急対策事業開始	分収育林制度推進のため、緑のオーナーローン創設	琵琶湖水位低下(-0.88m)	滋賀県公社、造林補助金導入	栃木県森林整備公社設立 全国林業公社協議会が全国森林整備協会へ統合議決 林業・造林公社関係府県協議会が森林整備法人関係府県協議会に名称変更
62	1987	13,623	145	29,627	278	70.0	超低金利時代 国鉄民営化 リゾート法施行	造林補助制度の改正 (分収造林に係る査定係数(170)の創設) 森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要および供給に関する長期の見直し改定(従来の拡大造林による資源造成方針を転換。多様な森林資源整備を基本。木材自給率S59年37% S79年43~48%)	長伐期施業の場合の貸付条件の変更 (償還期限:45 55年、据置期間:25 35年。育林対象林齢引き上げ:25 35年)		4出張所を2支所(彦根支所・今津支所)に統合 大阪府、大阪市から貸付条件の変更を要請 第3期共同水源林造成計画 滋賀県公社、びわ湖公社が収支計画の見直し	
63	1988	14,071	150	31,897	300	70.8	国土緑化推進機構、緑と水の森林基金設置					東京都森林整備公社設立
平成	1989	14,282	152	32,384	304	73.1	木材需要量、1億1,385万m3	森林整備推進対策事業実施要領(公社の分収契約の事務費に対し助成)			びわ湖公社、12,507ha植栽完了	森林整備法人関係府県協議会が森林整備法人全国協議会に名称変更
2	1990	14,595	156	33,607	316	73.6	バブル崩壊 下落していた木材価格(山元立木価格)が再び上昇しピーク(ヒノキ33,607円/m3、スギ14,595円/m3)	長伐期高度機能林整備事業の創設 国有林野事業経営改善大綱			滋賀県公社、森林整備法人に認定	
3	1991	14,206	151	33,153	311	75.0		森林法改正 (森林整備事業計画制度、要間伐森林の分収育林の促進等)	施業転換資金の創設 (償還期限:当初貸付から最長55年、据置期間:35年、貸付利率:造林資金と同率)			

年次	山元立木価格(円/m3)				輸入材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流地方公共団体	(社)滋賀県造林公社 (財)びわ湖造林公社	参考	
	スギ	S40 100	ヒノキ	S40 100								
平4	1992	13,060	139	30,314	285	75.0	高性能林業機械作業システムに適した林道路網整備指針 第1回森林整備事業計画決定		琵琶湖総合開発特別措置法改正(5年延長) 琵琶湖総合開発計画の変更(造林事業の公社および一般造林の事業費配分が若干変更) 琵琶湖開発事業概成(水資源開発、琵琶湖治水完了)	びわ湖公社が県から近江富士花緑公園管理を受託 第4期共同水源林造成計画		
5	1993	12,874	137	30,102	283	76.4	公的分収林整備推進事業(造林補助制度)の創設 (森林整備法人等の公的機関による森林整備(12歳級までの抜き伐り等)への助成。査定係数170)	造林資金育林対象林齢引き上げ(20年 最長60年)				
6	1994	12,402	132	29,172	274	77.6	林業等振興資金通暫定措置法(林振法)改正	分収林機能高度化資金の創設 森林整備活性化資金(無利子資金)の創設(造林資金との併せ貸しのみ利用可)	琵琶湖水位低下(-1.23m、史上最低水位)			
7	1995	11,730	125	27,607	259	79.5	阪神・淡路大震災		琵琶湖水位上昇(+0.93m)、 琵琶湖水位低下(-0.94m)	滋賀県公社、平成7年経営計画策定		
8	1996	10,810	115	25,469	239	80.0	林業労働力の確保の促進に関する法律施行(林業労働力確保支援センターの設置) 森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要および供給に関する長期の見直し改定(量的な造成段階から、健全で多様な森林の育成と維持・循環を進める質的充実へ) 公的分収林整備推進事業(造林補助制度)の拡充 (市町村森林整備計画で指定された要間伐森林について補助の拡充。査定係数170 180)			びわ湖公社、平成8年経営の指針を策定 森林共済保険加入の取り止め	隠岐島前森林復興公社(島根県)設立	
9	1997	10,313	110	24,603	231	80.4	地球温暖化防止京都会議(京都議定書採択)	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議発足 林政審議会答申「林政の基本方針と国有林野事業の抜本的改革」	公庫が各林業公社の長期収支計画の見通しの作成を開始	琵琶湖総合開発事業の終結	施業転換資金の借換え開始(全国の林業公社で初めて) 分収契約の延長(50 80年)更改を開始 保育施業基準の変更 第5期共同水源林造成計画	広島県造林公社と広島県水源の森基金が統合
10	1998	9,191	98	21,436	201	79.0	地球温暖化対策推進法制定 金融監督庁発足	国有林野事業の改革のための特別措置法、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律、森林法の一部改正(累積債務3.8兆円 1兆円を国有林野特会(利子は一般会計から補給)、2.8兆円を一般会計に承継) 森林法改正(市町村森林整備計画の拡充等) 林野庁通知「林業公社事業の今後の展開について」	(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団解散 造林公社経営検討委員会を設置	(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団解散に伴い、責団体からの借入金が滋賀県の債務となる。 2支所を1支所(湖北・湖西事務所(木之本町))に統合		
11	1999	8,191	87	19,840	186	80.8	無立木地等森林緊急造成事業等の創設 国有林野管理基本計画策定 森林・林業・木材産業基本政策検討会報告(林業基本法のあり方検討) 国有林分収育林事業募集取止め			びわ湖公社、県貸付金の無利子化・利息の凍結	屋久島林業開発公社と鹿児島県林業開発公社と統合	
12	2000	7,794	83	19,297	181	81.8	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行(住宅性能表示、瑕疵担保制度の充実)	緊急間伐実施事業の創設 林業公社に関する懇談会設置・報告	施業転換資金の対象に公有林を追加	造林公社経営検討委員会の報告 琵琶湖水位低下(-0.97m)	滋賀県公社、県貸付金の無利子化・利息の凍結	
13	2001	7,047	75	18,659	175	81.6	森林・林業基本法(林業基本法の改正) 林業経営基盤強化法改正 公的森林整備推進事業(造林補助制度)の創設(公的分収林整備事業からの変更) (市町村が所有者による整備が期待出来ないと認め、森林整備法人等にあっせんした森林について、所有者から委託して行う事業を追加等)	施業転換資金と無利子資金の併せ貸しが可能となる				
14	2002	5,332	57	15,571	146	81.8		公庫がこの年から金融庁検査を受検	琵琶湖水位低下(-0.99m)	びわ湖公社に「林業労働力確保支援センター」を設置 第6期共同水源林造成計画		
15	2003	4,801	51	14,291	134	81.5	総務省「第三セクターに関する指針」(組織機構の見直しや経営改善の取組等)	森林法改正(要間伐森林制度等)	公庫が林業公社に対する信用格付、債務者区分を導入	湖北・湖西事務所を廃止し、本社一本化	森林県連合設立(33道府県で設立。現在は34府県)	
16	2004	4,407	47	13,924	131	81.6	京都議定書発効	公的森林整備推進事業(造林補助制度)の拡充 (森林整備法人が分収契約解除後も所有者と協定等で行う森林整備事業を対象に追加)		琵琶湖森林づくり条例施行	下流団体からの借入受けられず。	

年次	山元立木価格(円/m3)				輸入材割合	林政を取り巻く社会経済情勢	国の林業施策	金融制度	滋賀県・下流地方公共団体	(社)滋賀県造林公社(財)びわ湖造林公社	参考	
	スギ	S40 100	ヒノキ	S40 100								
平17	2005	3,628	39	11,988	113	80.0	地方公共団体における行政改革の推進のための指針(第三セクターの抜本的な見直しなど)	林野庁「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」設置・中間報告 林野庁「公的分収方式による森林整備推進方策研究会」設置	金融問題検討会設立(関係20府県、農林公庫) 利率3.5%を越える(H18以降は3.5%以上)既貸付金について任意の繰上償還が認められ	琵琶湖森林づくり基本計画 滋賀県議会「造林公社の抜本改革に関する意見書」 朝日新聞オピニオンに造林公社問題について掲載	経営改善検討会議設置 包括外部監査結果報告 経営改革室を設置 経営改善計画策定に伴い、公庫・下流団体から償還猶予を得る。 公社の運営費を県から出資金、出戻金により支援開始	金融問題検討会設立(20府県、農林公庫)
18	2006	3,332	36	11,024	104	79.7	地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(第三セクターを含んだ総人件費改革など) 新公益法人会計基準施行	公的森林整備推進事業(造林補助制度)の改正(人工林整理伐、長期育成循環施策に分収林が対象となる) 林業公社への支援に対する特別交付税措置(20億円)	施業転換資金の対象の拡充(施業計画を変更して、複層林化または10年以上の延長を行う森林を追加) 森林整備活性化資金(無利子資金)の貸付限度額の拡充(施業転換資金との併せ貸しの場合、2/7 1/2)	琵琶湖森林づくり県民税徴収開始(個人:800円/年、法人:2,200~88,000円/年)	包括外部監査結果報告に対する県の改善措置報告 指定管理者導入に伴い、近江富士花緑公園の受託が得られず。	
19	2007	3,369	36	10,508	99	77.4				4月:公庫借入金延滞始まる 11月:両公社理事会で特定調停の申立の承認を得て、大阪地裁に特定調停を申立。 11月:公庫から全額繰上償還請求分収契約室を設置。分収割合の変更等の個別説明開始。 特定調停第1回期日(12/25)	岩手県林業公社解散(県営林化) 大分県林業公社解散(県営林化)	
20	2008	3,164	34	9,432	89		総務省自治財政局長通知「第三セクター等の改革について」 新公益法人制度改革施行(H20.12から5年間移行期間)	美しい森林づくり共同整備特別対策事業(造林補助制度)の創設(非皆伐施業への転換にかかる取組への助成) 林業公社の経営改善対策等に関する検討会(国と地方の政策協議の場)設置(総務省、林野庁、5府県)	利用間伐推進資金創設(利用間伐に必要な資金と既往債務の償還期限を実質的に延長できる資金の併せ貸付) (株)日本政策金融公庫設立(農林公庫他3公庫合併)	県が公庫との損失補償契約に基づき、3月と5月に損失補償を履行 6月県議会に公庫債務を県が重畳的に引き受ける予算案を提出。しかし総務省から財政援助制限法に違反の疑いとの指摘を受け議案撤回 公社の公庫債務を県が免責的に引き受け、公社と弁済合意書の締結(伐採収入により返還) 滋賀県議会「造林公社の経営の健全化と公社営林の適正な管理のための支援を求める意見書」 県議会に造林公社問題対策特別委員会を設置 造林公社対策室を設置 造林公社問題検証委員会を設置	公庫債務を県が免責的債務引受けを行い、県と弁済合意書を締結(伐採収入により返還)	林業公社の経営改善対策等に関する検討会(国と地方の政策協議の場)設置
21	2009						総務省自治財政局「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」	条件不利森林公的整備緊急特別対策事業(造林補助制度)の創設(条件不利森林を対象に間伐等の整備推進、定額助成) 林業公社への支援に対する特別交付税措置の拡充(50億円) 林業公社の経営改善対策等に関する検討会(国と地方の政策協議の場)報告	弁済合意書履行適正化委員会を設置 造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行 滋賀県議会「森林整備法人等の累積債務処理に係る特別立法を求める意見書」 造林公社問題検証委員会の検証報告		全国都道府県議長会「森林整備法人等の累積債務処理に係る特別立法を求める決議」	

注)・山元立木価格は、(財)日本不動産研究所調べの全国平均。
・輸入材割合は、輸入材(用材)÷用材消費量(森林・林業統計要覧より)

(参考文献)
藤沢秀夫、佐野熊彦「日本の造林政策」地球出版(株)発行.S40年
(社)大日本山林会「戦後林政史」.H12年
日本造林協会「民有林整備施策のあらし(造林間伐編)」

農林漁業金融公庫「農林漁業金融公庫50年史」.H16年
全国森林整備協会「全森協30年の歩み」.H7年
琵琶湖総合開発協議会「琵琶湖総合開発事業25年のあゆみ」.H9年